

「滋賀県社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例要綱案」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

令和元年12月13日(金)から令和2年1月12日(日)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき、「滋賀県社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例要綱案」についての意見・情報の募集を行った結果、2件の意見・情報が寄せられました。

これらに対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報

2件

3 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

NO	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
1	火災対策設備としてのスプリンクラー・消火器の設置等、設備等の規定についても、その他社会福祉施設と同等の要件となっているか。なっていない場合、同等の規定としてはどうか。	他の社会福祉施設の基準条例では、いずれも「設置者は、消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けるとともに非常災害に関する具体的な計画を作成すること。」と規定しており、本条例でも同等の規定とする予定です。
2	近年の豪雨・土砂災害等の状況を鑑み、無料低額宿泊所に関しても同様に、他の社会福祉施設だけでなく関係機関(市町村の担当部局や地域の防災関係機関、自主防災組織等)との連携および協力体制の構築についても努力規定を定めてはどうか。	関係機関との連携および協力体制の構築については、厚生労働省令に基づき、「非常災害の発生の際の関係機関への通報および連絡の体制を整備すること。」と条例で規定する予定です。

# 滋賀県社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例要綱案

## 1 趣旨

平成 30 年 6 月の社会福祉法の改正により無料低額宿泊所に係る設備や運営等に関する事項について、都道府県等において基準を定めるとされたことから、厚生労働省令を基に条例により基準を定めるもの。

## 2 条例の制定内容

### (1) 条例の対象となる事業

社会福祉法第 2 条第 3 項第 8 号に規定する生計困難者のために、無料または低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、または宿泊所その他の施設を利用させる事業。

※大津市（中核市）の所管となる施設は除きます。

### (2) 県条例独自の規定

ア 事業者の責務として、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修の機会を確保することを規定します。

#### 県の考え方

人権の擁護、虐待の防止等の重要性に鑑み、責任者の設置等により施設における責任体制を明確にするとともに、従事者に対する研修の実施について、事業者の責務として規定することとします。

イ 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

#### 県の考え方

非常災害時等においても事業を継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

### (3) その他の規定

施設、設備、人員および運営ならびに経過措置等上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

#### 県の考え方

厚生労働省令に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、厚生労働省令と同一の基準とします。

## 3 施行日

令和 2 年 4 月 1 日

(ただし、サテライト型住居に関する部分については、令和 4 年 4 月 1 日)

＜厚生労働省令＞無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準【概要】

①無料低額宿泊所の範囲（第2条）※イ・ロ・ハのいずれかを満たすこと。（ニは必須。）

- イ. 入居の対象者を生計困難者に限定していること。
- ロ. 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね 50 パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。
- ハ. 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね 50 パーセント以上であり、利用料（居室使用料および共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること。
- ニ. 居室使用料が無料または生活保護法第 8 条に規定する厚生労働大臣の定める基準額以下であること

②基本方針（第3条）

- 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料または低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

③人員基準（第6条）（第13条）

【資格要件】（第6条）

- 施設長：社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に 2 年以上従事した者またはこれらと同等以上の能力を有すると認められる者
- 職員：できる限り社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者とするよう努める。

【配置基準】（第13条）

- 職員数：入居者の数および提供するサービスの内容に応じた適当数（うち 1 人は施設長）

④運営基準（第7条～第8条）

【運営規程の制定】（第7条）

- 施設の目的および運営の方針、職員の職種、員数および職務の内容、入居定員、入居者に提供するサービスの内容および利用料その他の費用の額、施設の利用に当たっての留意事項、非常災害対策、その他施設の運営に関する重要事項を定める。

【非常災害対策】（第8条）

- 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。
- 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも 1 年に 1 回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

## ⑤構造基準（第10条）

- 無料低額宿泊所は、5人以上の人員が入居できる規模を有するものでなければならない。

## ⑥設備基準（第12条）

無料低額宿泊所には、原則として次に掲げる設備を設けなければならない。

- 居室・・・・・・・・・・・・ 1の居室の定員は1人。地階設置は不可。  
床面積7.43㎡以上。（これにより難しい場合は4.95㎡以上。）
- 炊事設備・・・・・・・・・・・・ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- 洗面所・・・・・・・・・・・・ 入居定員に適したものを設けること。
- 便所・・・・・・・・・・・・ 入居定員に適したものを設けること。
- 浴室・・・・・・・・・・・・ 入居定員に適したものを設けること。浴槽を設けること。
- 洗濯室または洗濯場・・・・ 入居定員に適したものを設けること。